

議案第 36 号

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する  
条例の制定について

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67  
号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例 第 号

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例（平成17年多可町条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	処理場の位置	処理区域
加美南地区 コミュニティ・プラント処理施設	多可町加美区山野部311番地	西脇、山野部の内 処理場に排水可能な地域
門田地区 コミュニティ・プラント処理施設	多可町八千代区門田1番地1	門田の内 処理場に排水可能な地域

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	処理場の位置	処理区域	名称	処理場の位置	処理区域
清水地区 コミュニティ・プラント 処理施設	多可町加美区清水16番地1 地区	清水の内 処理場に排水可能な 地区	加美南地区 コミュニティ・プラント 処理施設	多可町加美区山野 部311番地	西脇、山野部の内 処理場に排水可能な 地区
杉原谷地区 コミュニティ・プラント 処理施設	多可町加美区門村583番地8 地区	市原、丹治、大袋、 三谷、門村の内 処理場に排水可能な 地区	門田地区 コミュニティ・プラント 処理施設	多可町八千代区門 田1番地1	門田の内 処理場に排水可能な 地区
轟、西山地区 コミュニティ・プラント 処理施設	多可町加美区西山209番地 地区	轟、西山の内 処理場に排水可能な 地区			
加美南地区 コミュニティ・プラント 処理施設	多可町加美区山野部311番地 地区	西脇、山野部の内 処理場に排水可能な 地区			
門田地区 コミュニティ・プラント 処理施設	多可町八千代区門田1番地1 地区	門田の内 処理場に排水可能な 地区			